

畜産クラスター協議会に対する推進指導方針

畜産安全課

1 背景

- (1) 畜産クラスター協議会は、地域が一体となって畜産の収益性の向上を図るための畜産クラスター計画を作成し、県知事は、国の基準を満たしていると認める場合に計画を認定している。
- (2) この畜産クラスター計画を実現するため、国の補助金を用いて畜産クラスター協議会が定めた中心的な経営体が施設整備や機械導入を実施する。
- (3) 畜産クラスター計画の行動計画には、施設・機械の種類や導入時期と併せて、計画達成をするために中心的経営体を実施するデモンストレーション等やその他の構成員の行動計画が記載されている。
- (4) しかし、施設整備や機械導入以外の行動計画については、実施時期や内容等が具体的に示されていない。

2 目的

畜産クラスター協議会、市町村及び農業団体等の関係機関が密接な連携体制を構築し、地域と一体となって畜産クラスター計画に取り組む必要がある。このため、県は、各協議会の行動計画を把握の上、その執行状況の管理及び指導を行う。

3 指導の実施方針

- (1) 検討会議等の開催・事業実施計画の策定（別記様式1号）
 - ア 畜産クラスター協議会は、毎年度2回以上の検討会議等を開催し、その内容を議事録として保管する。
 - イ 畜産クラスター協議会は、毎年度の4月末日までに、当該年度の事業実施計画書を策定し、管轄の家畜保健衛生所に提出する。
- (2) 畜産クラスター計画の進捗管理
 - 家畜保健衛生所長は、実施計画書に基づき、各協議会の畜産クラスター計画の進捗管理をし、適宜指導を行う。また、必要に応じ畜産クラスター計画の見直し等の指導に当たる。
- (3) 事業実績の報告（別記様式2号）
 - 畜産クラスター協議会は、毎年度の4月末日までに、前年度の事業実績を管轄の家畜保健衛生所に報告する。
- (4) 県は、「畜産クラスター計画に係る総合評価」をする際、畜産クラスター協議会の行動計画の達成度合いを反映させる。